

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
その翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり国府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	広瀬 俊一	岩美郡国府町大字広西四八一
"	福田 正明	大字岡益一〇三―六
"	森田 茂	大字美敷二五―
"	中河 篤巳	大字中郷三〇九―三
"	大久保 宗一	大字国分寺二九
"	田嶋 京一	大字町屋一一九―一
"	安本 棟夫	大字山根九七第一
"	山本 良一	大字神垣一四四
"	河上 武實	大字谷六四
"	山田 義美	大字糸谷一五〇
"	五百川 重雄	大字高岡四四一
"	小林 種夫	大字麻生二二四

## 目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員のが退任（三件）（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）

都市計画事業の認可（〃）

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 告 狩猟免許試験の実施（造林課）

狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施（〃）

西垣 伸 大字庁一九八  
 青木 廉治 大字町屋二四六一三  
 中嶋 喜一 大字宮下二七〇  
 森 春樹 大字法花寺二一一一  
 井上 潔 大字三代寺一九八一  
 大橋 幸太郎 鳥取市杉崎三七三  
 有本 恒男 東今在家二六〇一二  
 吉村 務 岩美郡国府町大字清水二五五  
 小山 哲男 大字麻生四〇〇  
 高橋 光義 鳥取市津ノ井二二〇

平成元年五月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉村 務 岩美郡国府町大字清水二五五  
 福田 正明 大字岡益一〇三一六  
 森田 茂 大字美敷二五一  
 中河 篤巳 大字中郷三〇九一三  
 河村 昭男 大字国分寺三六  
 田嶋 京一 新通り三丁目三六八  
 大橋 幸太郎 鳥取市杉崎三七三  
 内田 和弘 東今在家一七五  
 武田 實 岩美郡国府町大字町屋二四八  
 川上 保 大字宮下三〇  
 西垣 伸 大字庁一九八

小林 種夫 大字麻生二二四  
 五百川 重雄 大字高岡四四一  
 広瀬 俊一 大字広西四八一  
 山田 賢太郎 大字糸谷九三  
 安本 棟夫 大字山根九七第一  
 河上 武實 大字谷六四  
 谷口 平一 鳥取市津ノ井一八四  
 森 泰久 岩美郡国府町大字法花寺六三  
 谷口 久男 大字高岡三八八  
 前田 利明 大字神垣一四三  
 井上 潔 大字三代寺一九八一

平成元年五月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第六百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 佐々木 昌 弘 東伯郡東郷町大字野方一七六

理事	佐々木 昌弘	東伯郡東郷町大字野方一七六
森田 和史	大字川上八五一	
森田 嘉彦	八二三一	
森田 嘉文	八四四二	
森田 久好	七二九一	
松井 猛彦	八五四	
本庄 忠雄	大字藤津二一四二	
宮本 昇	大字松崎六〇一一	
森反 雪雄	大字川上八五六一五	
遠藤 寛美	大字藤津八一九	
深田 行則	大字宮内九二	
清水 俊男	大字松崎三九一一	
伊藤 敏男	三六三	
土井 繁美	大字方地九三二	
清水 彰人	大字川上一六三	
監事	山本 利博	三朝町大瀬六五七七八
森田 雅敏	東郷町大字川上八二七	
森田 宗義	八二五	
平成元年五月二十六日退任		

森田 雅敏	八二七
森田 和行	九四九
森田 守	九四二一三
谷口 憲昭	大字小鹿谷一八三
深田 行則	大字宮内九二
山下 勤	一二五
福本 浩文	一四二
福井 博之	大字白石六三二
土井 繁美	大字方地九三二
伊藤 充	九八二
福原 正治	大字漆原二九七
伊田 徳之輔	大字龍島五三一
森下 照雄	大字田畑二六八
清水 俊男	大字松崎三九一一
平成元年五月二十七日就任	任期四年

鳥取県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	谷本正和	東伯郡北条町大字曲三一七
"	松本秋	大字江北六二一
"	岸田喜代治	大字土下一九六
"	菅原登	大字曲五五六
"	榊田一成	大字江北二四六二
"	日置栄	大字島六三四
"	井上好長	大字国坂五四四
"	吉岡儀重	一九〇
"	吉岡正人	大字田井三四七
"	石井豊春	大字江北一七九九
"	磯江茂	大字北尾四六〇
"	木村信行	大字下神六三七
"	岩本壽太郎	大字弓原六一三
"	野田久良	大字土下一九二
"	村中壽春	大字江北二七二九一八
"	玉井諄之介	大字松神八三九
"	田熊偉雄	大字米里三一三
"	岡野保	大字江北五七四
"	中口春利	大字国坂一五五九
"	岡崎勲	大字大尾一七四
"	中川春信	大字西園一〇八九
"	田中泰昌	北条町大字弓原三八三
"	茂藤彰壽	大柴町大字原八二三

監事

"	永田博則	大字東園三五一
"	引田鐵一	北条町大字江北九一
"	田熊康祐	大字米里三〇六
"	砂川範彦	大柴町大字東園四〇六

平成元年四月二十七日退任

就任した役員の名及び住所

理事	涌島仁	東伯郡北条町大字江北九五五
"	谷本春蔵	大字曲八四四
"	前田譲治	大字国坂五〇〇
"	宇田川義徳	大字島六四一
"	岸田喜代治	大字土下一九六
"	吉岡儀重	大字国坂一九〇
"	石井豊春	大字江北一七九九
"	磯江茂	大字北尾四六〇
"	岩本壽太郎	大字弓原六一三
"	野田久良	大字土下一九二
"	磯江恩	大字江北一九八八
"	大田英一郎	大字弓原三七九
"	村尾光雄	大字田井二五七
"	谷本勲	大字江北二五七二
"	田熊偉雄	大字米里三一三
"	岡崎勲	大柴町大字大尾一七四
"	山下範昭	北条町大字松神七八九

岩垣正章	大字島六四七
稲村敏昭	大字下神五五一―二
岡野保	大字江北五七四
中口春利	大字国坂一五五九
中川春信	大字町大字西園一〇八九
茂藤彰壽	大字原八二三
永田博則	大字東園三五五
引田鐵一	北条町大字江北九一
玉井諄之介	大字松神八三九
穂山征隆	大字町大字西園一五一

平成元年四月二十八日就任 任期四年

鳥取県告示第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を平成元年六月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十八号

東鴨土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東

鴨地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年六月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び東鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鹿野町	団体宮ほ場整備事業未用地区ほ場整備 地区再編農業構造改善事業河内地区	昭和六十年十二月十日 昭和六十一年三月十五日

鳥取県告示第六百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、倉吉市秋喜第二土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称  
倉吉市秋喜第二土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
平成元年六月十六日から平成三年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
倉吉市秋喜西町及び秋喜字大坪の各一部
- 四 事務所の所在地

倉吉市上井町一丁目七一四

- 五 設立認可の年月日  
平成元年六月十三日
- 六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
事務所及び倉吉市役所の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第六百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称  
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画公園事業 二・二・四十五号安倍彦名団地公園
- 三 事業施行期間  
平成元年六月十六日から平成二年三月三十一日まで
- 四 事業地

収用の部分 米子市彦名町地内  
使用の部分 該当なし

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
田中幹啓後援会	田 淵 武夫	森川喜美江	日野郡江府町大字 宮市一〇三〇	平成元年 四月四日	その他 の政治 団体
大日本義道塾	大 田 進	大 田 進	倉吉市余戸谷町三 〇三〇一六	平成元年 四月二十 四日	"

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同

法第七条の第二第一項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市松保支部	会計責任者の氏名	間崎 喜作	森本 政男	平成元年 四月十三日	政党の 支部
会 松本十三穂後援	"	大石 繁人	甲斐 晃	平成元年 四月一日	その他 の政治 団体
伊田松光後援会	"	長谷川金治郎	矢吹 隼之	平成元年 四月八日	"
鳥取県退職公務員政治連盟	代表者の氏名	岸田 広美	稲村 謙一	平成元年 四月十七日	"
山下たけお後援会	主たる事務所 の所在地	鳥取市浜坂二 丁目二一九	鳥取市浜坂七 六六一九	"	"
明和会	代表者の氏名	吉田 互輔	葉狩 隆義	平成元年 四月十九日	"

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
伊田松光後援会	長谷川金治郎	長谷川金治郎	日野郡日南町多里一六七―一	平成元年四月八日	その他政治団体
みすず会	池本 登	加賀田和美	八頭郡用瀬町大字安蔵一〇四九	平成元年四月二十日	"
伊藤武夫後援会	西谷 昇	池谷 豊年	倉吉市西町二七〇	平成元年四月二十日	"
藤井十成後援会	清水 文吉	藤井 傳治	東伯郡三朝町大字大瀬一二〇一	平成元年四月二十八日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成元年六月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	伊田松光後援会	(1) 収入総額	791円
報告年月日	平成元年4月8日	了 前年繰越額	791円
	(平成元年3月31日解散)	了 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	791円

2 支出の内訳

備品・消耗品費	791円	政治団体の名称	伊藤武夫後援会
計	791円	報告年月日	平成元年4月26日
			(平成元年4月26日解散)
政治団体の名称	みすず会	収入・支出の総額	0円
報告年月日	平成元年4月20日	1 収入総額	0円
	(平成元年3月31日解散)	2 支出総額	0円
収入・支出の総額	0円	政治団体の名称	藤井十成後援会
1 収入総額	0円	報告年月日	平成元年4月28日
2 支出総額	0円		(昭和63年12月31日解散)
		収入・支出の総額	0円
		1 収入総額	0円
		2 支出総額	0円

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」といふ。）第7条第1項の規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成元年6月16日

鳥取県知事 西 尾 忠 次



1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 実施期日等

実施期日	時間	試験場所
平成元年7月28日(金)	9時30分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第16会議室
平成元年8月30日(水)	"	米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所講堂
平成元年9月28日(木)	"	倉吉市東蔵城町2 中部総合事務所第6会議室

(注) 受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及

び撮影年月日記載したもの 1枚

- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験をしようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料 3,700円 (狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、2,700円)
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課(電話0857-26-7305)又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成元年6月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成元年 7月19日 (木)	9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第18会議室	鳥取市、岩美郡及び気高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成元年 7月20日 (木)	9時から	八頭郡家町郡家100 鳥取県八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成元年 9月4日 (月)	9時から	倉吉市東城町2 鳥取県中部総合事務所第7会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

3 講習

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成元年 8月1日 (火)	9時から	米子市椎町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成元年 8月3日 (木)	9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者

4 科目

(1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857-26-7305）又は各地方農林振興局林業課にお問い合わせること。

(3) 運動能力  
5 受検申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期間

- 鳥取県鳥取地方農林振興局管内 平成元年7月3日（月）まで
- 鳥取県八頭地方農林振興局管内 平成元年7月10日（月）まで
- 鳥取県倉吉地方農林振興局管内 平成元年8月24日（木）まで
- 鳥取県米子地方農林振興局管内 平成元年7月21日（金）まで
- 鳥取県日野地方農林振興局管内 平成元年7月23日（水）まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他